

承認申請における職務経験要件の審査について (「外国法事務弁護士承認・指定申請の手引き」から抜粋)

参考資料 1

準備する添付書類についての解説

第 1 承認申請

1 承認申請書

(略)

2 承認申請書の添付書類

次の説明を参考に、個別の事情に合わせた対応をお願いします。

○ 法務大臣の交付する用紙を用いて作成した申述書

申述書の作成に当たっては、施行規則第 4 条第 1 項イからへ内容及びこの手引の内容をご理解いただいた上で記入してください。また、記載方法については、申述書様式自体に記入されているコメントを参考にしてください。

個別の事情に関する記述の方法について質問等がある場合、申請内容を十分に整理した上でご相談いただければ、より適切なアドバイスをすることができます。

その他、留意していただきたい点は次のとおりです。

- ① 申述書の用紙には「和文用」と「英文用」がありますので、どちらか一方を使用して作成し、申請人本人の署名の上で提出してください。

なお、用紙の種別にかかわらず、所定の欄に英文で記載した場合であっても、その訳文の添付は省略することができます。

(注) 別紙は添付資料となりますので、訳文の提出が必要です。

- ② 申述書の記載は、添付書類である証明書等の記載内容に基づき正確に記述してください。提出前に再度の確認をお願いします。補正しなければならない部分が多いほど手続に期間を費やすことになります。

(参考資料 1 末尾 申述書の記載例 参照)

(略)

○ 外国弁護士としての職務経験を証する書類

申請者が資格取得国の外国弁護士として、資格取得国やそれ以外の外国において法律事務を適法に行っていたことを証明する必要があります。

申請者の職務期間、職務内容の事項について具体的に証明できる立場にある人が記述した、申請者が外国弁護士となる資格を取得した後に 3

年以上外国弁護士として職務を行ったことを具体的に説明し証明する書類を提出してください。

職務経験の説明については、すべての職歴の説明が望ましいですが、申請のための立証については、最も証明が容易な3年間のみの資料を提出すれば足りる取扱いにしています。

なお、この書類には、例えば、

- 作成者の機関名及び作成者が証明できる立場にあること

(例)

「〇〇に所在する〇〇事務所のマネージングパートナーである〇〇は…」

- 職務経験の具体的内容（期間、場所、役職、資格及び業務内容）

(例)

「〇年〇月〇日から〇年〇月〇日までの間、〇〇に所在の〇〇オフィスにおいて、アソシエイト弁護士として、〇〇国法に基づき〇〇の分野で、顧客に対する法律的助言、訴訟事務等の法律業務を行っていた…」

などが記載されている必要があります。

（参考例）

① 弁護士会などが証明する場合

典型的な例としては、連合王国におけるイングランド及びウェールズの SRA が申請者の依頼に基づき、登録されている事項から資格取得日、職歴などを抜粋した書面を作成し、その内容を証明する場合はこれに当たります。

また、外国弁護士として単独で開業し事業を適法に行ってきたという内容の証明については、客観的に証明をすることができるものとして、所属していた弁護士会が作成し証明した書面を提出してください。

② 所属していたローファーム、民間企業又は州政府等の公的機関が証明する場合

承認申請者が過去に所属していた組織の代表者、人事担当者などの証明する権限を有する方が、在職証明書として作成した書簡や人事記録書等により証明する場合はこれに当たります。

なお、解散や合併・買収等の事情により、所属していた組織の代表者等からの提出が困難というような事情がある場合は、その代わりとして客観的かつ具体的に立証できる方に書簡の作成を依頼するなどの対応をお願いしています。

資格取得国以外の外国（第三国）において適法に法律業務を行っていた期間も職務経験に含めることができますので、この場合には、在職に関する資料とともに、第三国において資格取得国の法に関する業務に適

法に従事していたことを併せて証明してください。例えば、第三国の弁護士会が発行した外国弁護士登録事実の証明書等がこれに当たります。

また、その第三国には外国弁護士の登録手続自体がないが適法に業務に従事していたとの説明をする場合には、証明する権限を有する弁護士会や第三国で勤務していた事務所の雇用主等が作成した書面（上申書）に、適法性の 根拠となる法令や制度に関する説明資料を添付して提出してください。

なお、いただいた説明資料の審査・分析をすみやかに行うために、説明資料が複数ある場合は、あわせて資料の趣旨を解説した「証拠説明書」(参考様式)を添付していただくようお願いしています。

(参考様式) 証拠説明書

番号	作成年月日	作成者	文書標目	証明事実記載部分	添付した証明資料	根拠法令	立証趣旨
1	平成〇〇年〇月〇日	〇〇外国法事務弁護士事務所代表〇〇〇〇	上申書(〇〇国における活動について)	申請人は〇〇国での弁護士会登録及び開業許可証なしに活動することを認められていた	〇〇国ローソサエティのHPからダウンロードした〇〇国弁護士法条文	〇〇国弁護士法第〇条	原資格国の法に関する法律事務を〇〇国の弁護士会登録及び開業許可証なしに〇〇国においても適法に行えたこと
2							
3							

③ 弁護士、弁護士法人又は外国法事務弁護士が証明する場合

我が国において 弁護士、弁護士法人又は外国法事務弁護士に雇用され、かつ、その弁護士、弁護士法人又は外国法事務弁護士に対し、資格取得国の法に関する知識に基づいて行った労務の提供期間は、通算して1年を限度として職務経験期間に含めることができますので、雇用主たる弁護士、弁護士法人又は外国法事務弁護士が、申請者の 労務提供 を証明したものを添付してください。

なお、その書類には、作成者の機関名及び作成者が証明できる立場にあること、申請者との関係、労務提供の期間及びその内容が記載されている必要があります。

(例)

「雇用主である弁護士〇〇に対し、〇〇国の法に関する知識に基づき、主に〇〇の分野に関し、助言を行うなどした…」)

上記①ないし③に該当しない職務経験等の証明については個別に相談ください。

予備審査時においては、これらの写しを提出してください。

申 述 書				20××年〇〇月〇〇日	
				☐ 承認申請用	☐ 予備審査用
申請希望者氏名	(原語) 法務 桜 美咲	生年月日	19〇〇年〇〇月〇〇日	勤務予定先事務所名	
	(アルファベット表記) houmu・sakura・misaki	国籍	〇〇	△△外国法事務弁護士事務所	
手続のための日本国内の連絡先		旅券関係事項		入会希望弁護士会	
郵便番号	〒100-00△△	番号	C△△△△△△△	▲▲弁護士会	
住所	東京都千代田区霞が関△△-△△-△△ 〇〇ビル△△階	発行日	20〇〇年〇〇月〇〇日	同時に指定申請する特定外国法	〇〇国〇〇州法
電話番号	03-△△△△-△△△△	発行機関	××国外務省		承認・指定申請はしないが、現に有している他の外国弁護士資格
FAX番号	03-△△△△-△△△△	有効期限	20××年〇〇月〇〇日		
e mail	●●●●@▲▲▲.ne.jp	担当者名(〇〇〇)			
資格取得の基礎となった最終学歴	学校名 〇〇国立大学 卒業年月日 19〇〇年〇〇月〇〇日 学部 法学部 習得した学位称 法学修士				
審査事項	主張内容	立証方法・証拠資料		備考	
氏 名	上記のとおり	☒ 旅券			
生 年 月 日		☐ 在留カード、特別永住者証明書			
国 籍		☐ 戸籍謄本 発行日 _____ ☐ 戸籍全部事項証明書 発行者 _____			
資 格	原資格国(州等)	☒ 資格取得証明書 発行日 20〇〇年〇〇月〇〇		☒ 限定条件付き資格であることを証する書面の添付	
	原資格名	発行者 〇〇州高等裁判所			
	原語 ソリシター オブ ザ シニア コート	☒ 資格取得証明書 発行日 20〇〇年〇〇月〇〇		☒ 資格根拠法令が該当部分を記載した書面の添付	
	アルファベット Solicitor of the Senior Court	発行者 〇〇国〇〇州弁護士会			
	取得年月日 19〇〇年〇〇月〇〇日	☐ 資格取得証明書 発行日 年 月 日		☐ 懲戒等の経験がある場合の詳細な説明書の添付	
	証明機関 〇〇州高等裁判所	発行者 _____		☐ 立証目録(証拠説明に関する書面)の添付	
懲戒等の経験の有無	☐ 有 ☒ 無		☐ 懲戒等の内容説明書 別紙のとおり		
		☐ 現に保有していることに関する証明書がない場合の説明書及び資料			
職務経験(原資格国)	期間① 通算期間 △年 △か月	☒ 証明書① 発行日 〇〇年〇〇月〇〇日		☒ 経験算入期間【原資格国における証明期間】	
	始期～終期 19〇〇.〇.〇～20〇〇.〇.〇	発行日		年 △	
	勤務形態 ☐ 単独開業 ☐ 共同経営 ☒ 被雇用 ☐ 国・企業等その他	発行者 ▲▲LLPパートナー●●		月 △	
	事務所名 ▲▲LLP				
	事務所所在地 〇〇国〇〇州〇〇			☐ 「勤務形態」がその他の場合の詳細説明書の添付	
当時の地位	アソシエイト				

職務経験 総合計期間	主張する合計期間 △年 △月	立証した合計期間 △年 △月	
欠格事由	別記様式2号、3号、4号のとおり、該当しません。		
誠実に職務 を遂行する 意思	☒ 誓約書(承認申請時)		
活動期間	予定活動期間: 無期限	海外活動予定日数: △日	☒ 180日以上本邦在留の確保
業務形態	☒ 被雇用 ☒ 雇用主の事務所の概要は別紙のとおり ☐ 計画及び財産的基礎は右のとおり ☐ 今後の活動予定その他特記事項別紙のとおり	☒ 雇用条件を明らかにする雇用契約書等の書類 作成日 〇〇年〇〇月〇〇日 作成者 ▲▲外国法事務弁護士事務所〇〇 ☒ 賃貸契約書等事務所の確保に関する書類 作成日 〇〇年〇〇月〇〇日 作成者 ▲▲外国法事務弁護士事務所〇〇 ☒ 監査報告書等雇用主の財産的基礎に関する書類 作成日 〇〇年〇〇月〇〇日 作成者 ▲▲外国法事務弁護士事務所〇〇	☒ 事務所の概要に関する証明書の添付 ☒ 雇用契約書、雇用主の財産的基礎、事務所の確保に関する証明書の添付 ☒ 他の承認申請添付書類の引用に関する誓約書の添付
	☒ 単独開業 ☒ 計画及び財産的基礎は右のとおり ☒ 事務所の場所及び名称 東京都千代田区霞が関〇-〇-〇 〇ビル〇階 ホウム外国法事務弁護士事務所 ☒ 推定年間事務所運営経費 6,000,000円 ☒ 今後の活動予定その他特記事項別紙のとおり	☒ 賃貸契約書等事務所の確保に関する書類 作成日 〇〇年〇〇月〇〇日 作成者 〇〇ビル株式会社とホウム外国法事務弁護士事務所 ☒ 職務遂行計画に関する書類 作成日 〇〇年〇〇月〇〇日 作成者 法務・太郎・次郎 ☒ 開設準備資金等の財産的基礎に関する書類 作成日 〇〇年〇〇月〇〇日 作成者 〇〇国立銀行 証明概要 〇〇年〇月〇日付け預金残高 100万〇〇ドル	☒ 事務所を確保していることを明らかにする契約書等の書類の添付 ☒ 職務遂行計画に関する書類の添付 ☒ 開設準備資金を有することを示す書類の添付
	☒ 共同事業 ☒ 計画及び財産的基礎は右のとおり ☒ 事務所の場所及び名称 東京都千代田区霞が関〇-〇-〇 〇ビル〇階 〇〇外国法事務弁護士事務所 ☒ 推定年間事務所運営経費 50,500,000円 ☒ その他特記事項: 別紙のとおり	☒ 共同事業の条件を明らかにする契約書等の書類 作成日 〇〇年〇〇月〇〇日 作成者 法務・太郎・次郎, ●●, ▲▲作成 ☒ 賃貸契約書等事務所の確保に関する書類 作成日 〇〇年〇〇月〇〇日 作成者 〇〇ビル株式会社と〇〇外国法事務弁護士事務所 ☒ 開設準備資金等の財産的基礎に関する書類 作成日 〇〇年〇〇月〇〇日 作成者 〇〇国立銀行	☒ 収入、支出の負担割合等共同の事業の条件を明らかにする契約書等の書類の添付 ☒ 事務所の確保、開設準備資金等財産的基礎に関する書類の添付 ☒ その他の特記事項に関する書類の添付

業務形態	☒ その他 ☐ 特定企業内で、その企業のための法律事務を取り扱う場合 ☒ 企業法務部に勤務しつつ事務所を開設する場合 ☐ その他 ☐ 事務所の場所及び名称 ☐ その他特記事項：別紙のとおり	☒ 雇用条件等を明らかにする雇用契約書等の書類 作成日 〇〇年〇〇月〇〇日 作成者 〇〇株式会社 代表取締役社長△△ ☒ 開設準備資金等の財産的基礎に関する書類 作成日 〇〇年〇〇月〇〇日 作成者 〇〇会計事務所公認会計士△△ ☒ 職務遂行計画、その他の勤務形態に関する書類 作成日 〇〇年〇〇月〇〇日 作成者 〇〇株式会社法務部△△	☒ 雇用契約書、雇用主の財産的基礎に関する証明書の添付 ☒ 事務所の確保、開設準備資金等財産的基礎に関する書類の添付 ☒ その他の勤務形態に関する書類の添付
住居	☒ 住所 東京都港区△△1-2-3 〇〇マンション△△階 ☒ 確保の方法：別紙のとおり	☒ 賃貸契約書等住居の確保に関する書類 作成日 〇〇年〇〇月〇〇日 作成者 〇〇不動産株式会社と〇〇外国法事務弁護士事務所 ☐ 住居の確保予定を保証する書類 作成日 年 月 日 保証者 ☐ その他の証明に関する書類 作成日 年 月 日 保証者	☒ 賃貸借契約等住居の確保に関する書類の添付 ☐ 住居の確保予定を保証する書類の添付 ☐ その他の証明に関する書類の添付
損害賠償能力	損害賠償に関する保険・保証については次のとおり ☒ 国内損害賠償保険 ☐ 本人加入の弁護士責任保険 ☒ 所属事務所が加入している保険 ☐ 国内事業所の保証 ☐ 所属事務所の財産の証明 ☐ 公認会計士の証明書 ☐ 最新の貸借対照表 ☒ 本国ローファームの保険・保証 ☒ 所属事業体の財産の証明 ☒ 公認会計士の証明書 ☒ 最新の貸借対照表 ☐ その他の証明方法 ☐ 損害賠償に関する説明書	☒ 損害賠償能力を証する書類 発行日 〇〇年〇〇月〇〇日 作成者 ▲▲LLPパートナー〇〇 ☒ 損害賠償能力を証する書類 発行日 〇〇年〇〇月〇〇日 作成者 ■■LLP公認会計士〇〇 ☒ 損害賠償能力を証する書類 発行日 〇〇年〇〇月〇〇日 作成者 ▲▲外国法事務弁護士事務所〇〇	☒ 保険契約内容の記載がある証明書の写し等の添付 ☒ その他の証明に関する書類の添付
相互主義	原資格国がWTO加盟国 ☒ 該当 ☐ 非該当	☐ WTO加盟国非該当の場合の相互性の立証に関する書類	
以上のとおり申述します。また、申述の根拠となる証拠資料は各欄記載のとおりで間違いありません。 申請人 年 月 署名 氏名／Print Name in full			